

令和3年

第1回市議会定例会 議案第37号

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める
条例（平成25年函館市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めな
ければ」を「講じなければ」に改める。

第8条第3項中「前2項」を「第1項および第2項」に改め、同項を
同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住
民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通
信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことがで
きるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職
場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動
であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環
境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講
じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出しを「（職場への定着のための支援等の実施）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するととも

に、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条、第55条および第60条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項までおよび第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出しを「(職場への定着のための支援等の実施)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(基準省令に規定する事項の評価等)

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第72条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調

整に努めなければならない。

第 8 4 条および第 8 7 条中「第 3 2 条まで」を「第 3 2 条の 2 まで」に改める。

第 8 9 条第 1 項中「および第 6 項」を削り，同条第 2 項中「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間，改正後の第 3 条第 3 項および第 3 2 条の 2（第 5 0 条，第 5 5 条，第 6 0 条，第 6 9 条，第 8 4 条および第 8 7 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第 3 条 施行日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間，改正後の第 2 5 条の 2（第 5 0 条，第 5 5 条，第 6 0 条，第 6 9 条，第 8 4 条および第 8 7 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第 4 条 施行日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間，改正後の第 2 7 条第 2 項および第 4 8 条第 2 項（第 5 5 条，第 6 0 条，第 6 9 条，第 8 4 条および第 8 7 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

第 5 条 施行日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間，改正後の第 2 8 条第

3項（第50条，第55条，第60条，第69条，第84条および第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，障害福祉サービスの事業の一般原則，運営の基準等に関する規定を整備するため